

令和4年度（2022年度）第4回熊本県情報公開・個人情報保護審議会

日 時：令和4年（2022年）6月24日（金）10:00～

場 所：県庁 行政棟本館5階 審議会室

次 第

1 開 会

2 議 事

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度に係る対応について

(1) 諮問趣旨説明

資料1

(2) 法改正の概要について

資料2-1

資料2-2

(3) 本県の対応スケジュール（予定）

資料3

(4) 熊本県個人情報保護法施行条例（仮称）骨子（案）
における各論点について

資料4-1

資料4-2

3 閉 会

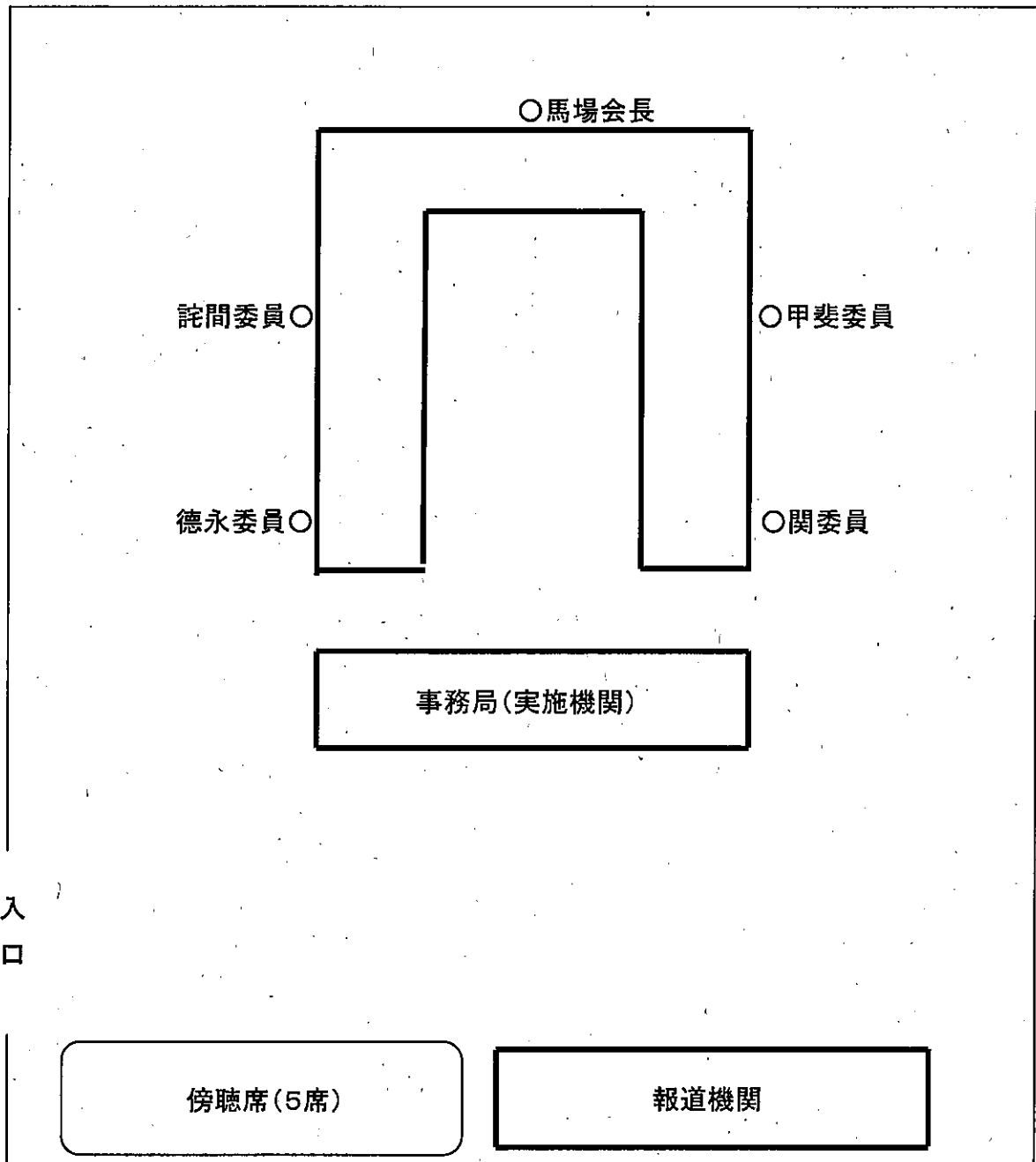
第4回 熊本県情報公開・個人情報保護審議会

配 席 図

日時：令和4年(2022年)6月24日(金)

午前10時00分～

場所：県庁行政棟本館5階 審議会室



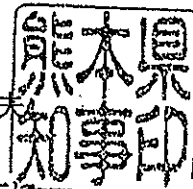
県情文第75号

令和4年(2022年)6月9日

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会長 馬場 啓 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度に係る対応について(諮問)

このことについて、令和3年(2021年)5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)が統合されました。

これにより、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の「個人情報保護委員会」に一元化することとされました。

今回の改正個人情報保護法の規定のうち、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に関する規定については、令和5年(2023年)4月1日から施行されるため、本県の個人情報保護制度(条例等)についても所要の対応を講ずる必要があります。

つきましては、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第5号の規定に基づき、下記項目に係る本県の対応の方向性について諮問します。

記

○諮問項目

- 1 改正後の個人情報保護法において、「条例で定める必要があるとされている事項」について
- 2 改正後の個人情報保護法において、「必要に応じて条例で定めることができる」とされている事項」について
- 3 その他の重要な事項について

個人情報保護法の改正について

令和3年5月

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。

概要

個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を旨とし、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
 - ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の利用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
- 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便番号法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

＜マイナンバーカードの利便性の抜本的向上＞

- ① 住所地区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
 - ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
 - ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
 - ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等
- 施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

＜マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化＞

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
- ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
- ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等

施行日：令和3年9月1日

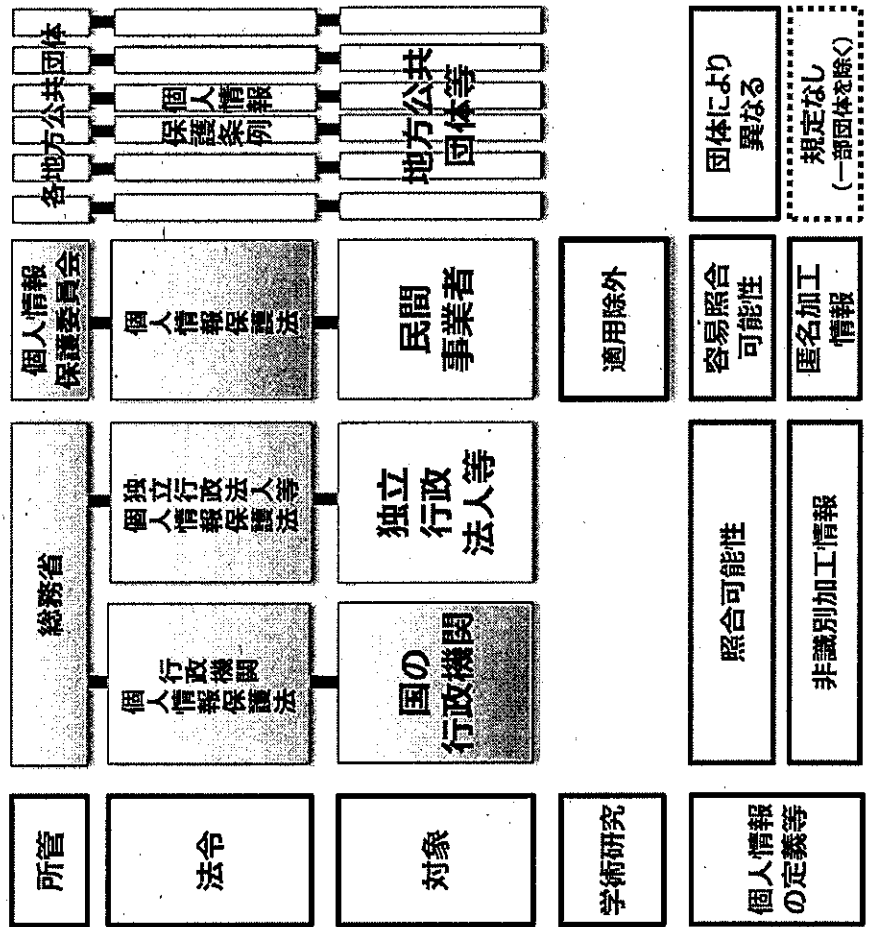
押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
- 施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

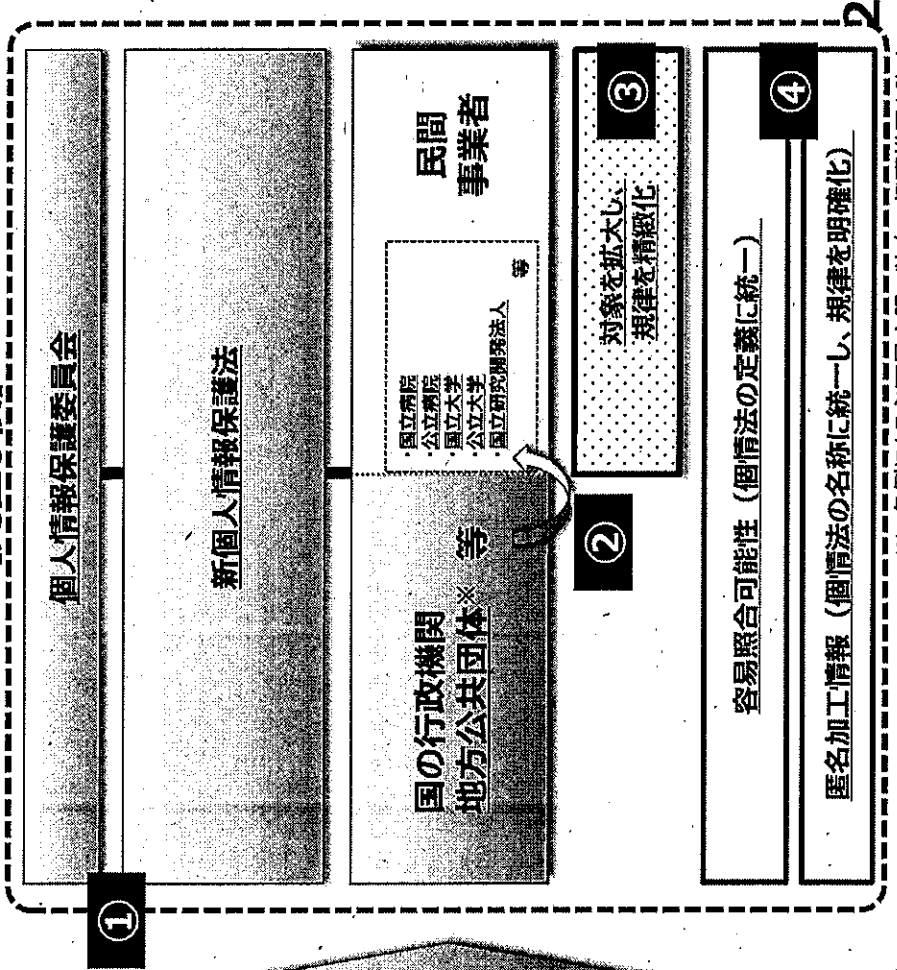
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報に関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があつること等への問題提起がなされている

2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

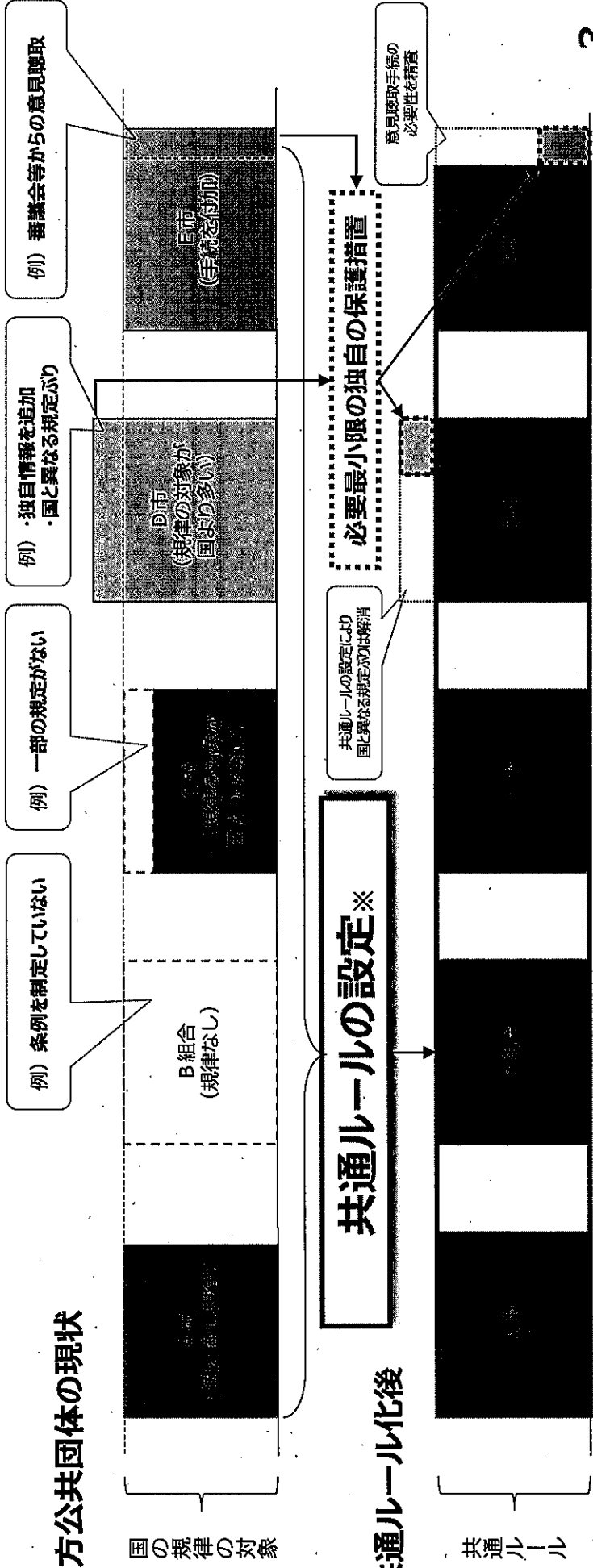
- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許登 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出

- 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
- ・個人情報への適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



※ 医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。
 ※ 審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

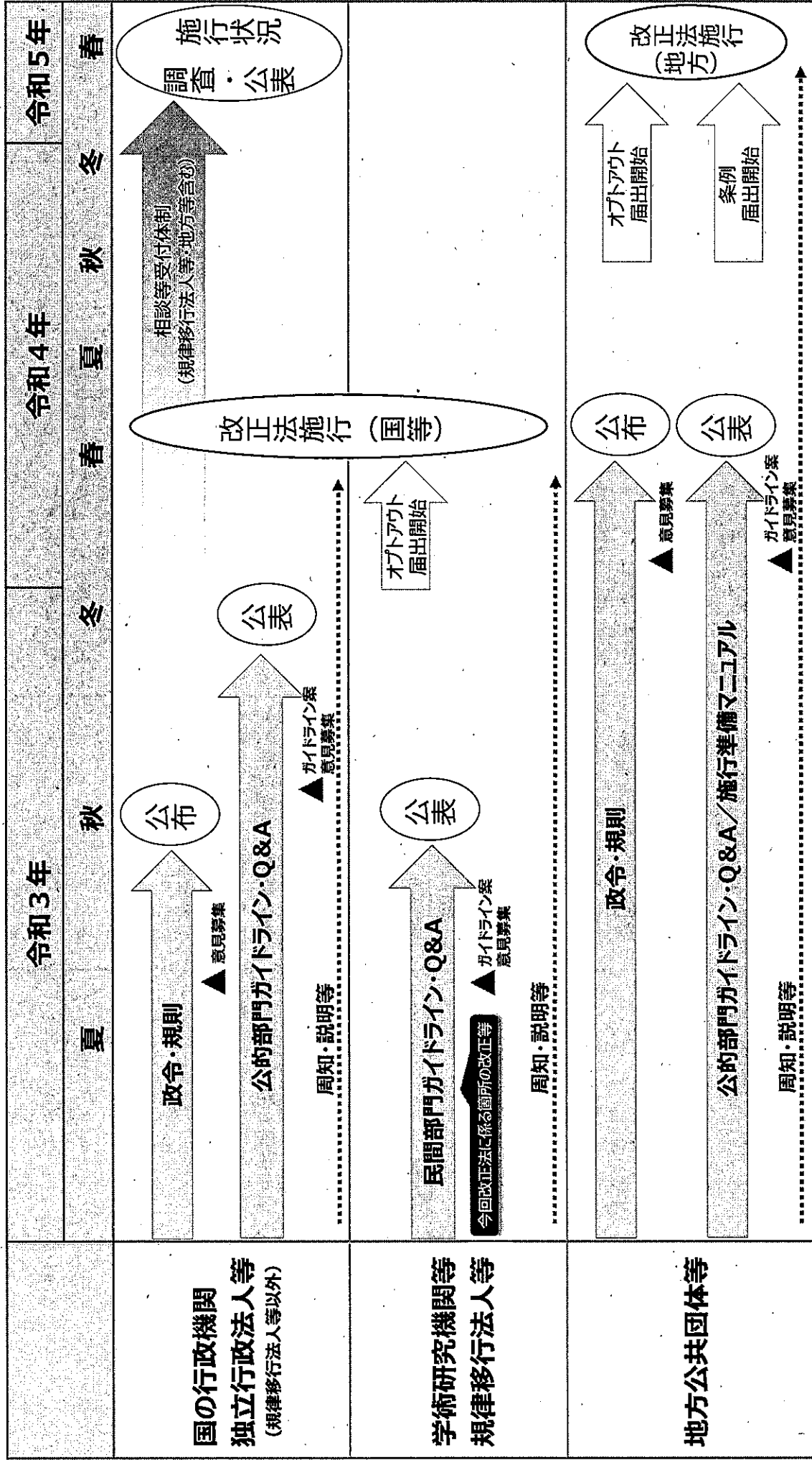
趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、**
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- **独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など我が国の成長戦略への整合の要請。**
- **こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の確かな運用を確保。**

概要

- ① **適用対象**
 - ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
 - ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
 - ※④、⑤、⑥に係る部分は除く
 - ② **定義の一元化**
 - ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
 - 例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等
 - ③ **個人情報の取扱い**
 - ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
 - 例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等
 - ④ **個人情報ファイル簿の作成・公表**
 - ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
 - ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
 - ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする
 - ⑤ **自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求**
 - ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定
 - ⑥ **匿名加工情報の提供制度の導入**
 - ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
 - ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする
 - ⑦ **個人情報保護委員会と地方公共団体の関係**
 - ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
 - ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
 - 例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等
 - ⑧ **施行期日等**
 - ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
 - ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
 - ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う
- ※**地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について**
- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
 - ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

改正法の施行準備スケジュール (案)



※ このほか、個人情報情報の保護に関する基本方針についての改正も予定。また、令和2年改正法が令和4年4月に施行予定。
 ※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。

本県個人情報保護制度 主な変更点

項目	本県現行条例	法改正後（統一ルール）	国（個人情報保護委員会）の 考え方	法施行条例への 独自規定追加の 可否	今回審議対象
適用関係	(第2条) 県関係機関 (議会を含む。)	(第2条) ・国及び全国自治体等公的 部門は統一規律を適用 ・病院、診療所及び大学は民 間部門と同じ規律を一部 適用。 ※地方議会は適用対象外 (旧法制下から国会・裁判 所は適用対象外)……	<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報保護」と「データ流通」の 両立に必要な全国的な共通ルールを 法律で設定。 医療分野・学術分野の規制を統一。 	-	-
個人情報の定義	(第2条) ・死者を含む。 ・他の情報と照合すること ができる特定の個人を識別 できるものを含む。	(第2条) ・生存する個人（死者は含ま ない。） ・他の情報と容易に照合す ることができ、特定の個人 を識別することができる ものを含む。	<ul style="list-style-type: none"> 死者に関する情報が、同時に、遺族 等の生存する個人を識別することが できる場合に限り、当該生存する個人 を本人とする個人情報に該当する。 「他の情報と容易に照合することが でき」とは、通常の事務や業務に おける一般的な方法で、他の情報と 容易に照合することができる状態を いい、例えば、他の行政機関等や事 業者への照会を要する場合等であつ て照合が困難な状態は、一般に、容 易に照合することができない状態 であると考えられる。 	不可	-

項目	本県現行条例	法改正後（統一ルール）	国（個人情報保護委員会）の 考え方	法施行条例への 独自規定追加の 可否	今回審議対象
<p>⑨「条例要配慮個人情報」の規定</p>	<p>・条例独自の規定なし ※「要配慮個人情報」は規定あり。</p>	<p>(第60条第5項) ・地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを<u>条例要配慮個人情報</u>として法施行条例に規定することができる。</p>	<p>・条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による<u>取得や提供等に関する固有のルールを付加することは、法の趣旨に照らしできない。</u> ・条例要配慮個人情報の漏えい等が発生した場合は、漏えいした個人情報の<u>対象人数に関わらず個人情報保護委員会に報告が必要。</u> ※通常の個人情報の漏えいに係る報告は、対象人数が100人以上の場合等に必要。</p>	可	対象

項目	本県現行条例	法改正後（統一ルール）	国（個人情報保護委員会）の 考え方	法施行条例への 独自規定追加の 可否	今回審議対象
個人情報の収集 （取得、保有）	(第7条) 原則本人から ※例外事項のほか、審議会の 意見を聞くことで可能に なる場合あり	・本人直接取得原則や要配 慮個人情報取得制限（禁 止）の規定なし。	・改正法第61条（個人情報の保有の制 限）により、法令上の事務の遂行に 必要な範囲でのみ個人情報を保有す ることができ。 ・また、改正法第64条（適正な取得） において、不正な手段による個人情 報の取得を禁止。 ・さらに、不適正利用の禁止（改正法 第63条）や正確性の確保（改正法第 65条）など、一度取得した個人情報 の適正な取扱いを確保するための規 律が設けられている。 →これらの規定により、改正法におい ては、規範全体として必要かつ適切 な保護水準を確保している。 ※個別案件における個人情報の取扱い について、類型的に審議会等へ諮問 を行うべき旨を条例で定めることは 認められない。	不可	-
要配慮個人情報 の収集制限	(第7条) 原則収集禁止 ※例外事項のほか、審議会の 意見を聞くことで可能に なる場合あり	(第69条) 原則禁止	・改正法における安全管理措置(改正法 第68条)や第三者提供の制限等に関す る規定(改正法第69条等)を適正に運 用することで、オンライン・オフラ インを問わず必要な保護が図られる。 ※個別案件における個人情報の取扱い について、類型的に審議会等へ諮問 を行うべき旨を条例で定めることは 認められない。	不可	-
目的外利用・提 供制限	(第8条) 原則禁止 ※例外事項のほか、審議会の 意見を聞くことで可能に なる場合あり	・規定なし...		不可	-
オンライン結合 制限	(第9条) 原則禁止 ※例外事項のほか、審議会の 意見を聞くことで可能に なる場合あり			不可	-

項目	本県現行条例	法改正後（統ルール）	国（個人情報保護委員会）の考え方	法施行条例への独自規定追加の可否	今回審議対象
<p>⑧ 個人情報ファイル簿の作成・公表</p>	<p>・規定なし</p>	<p>(第75条)</p> <p>・法令の要件（個人情報の対象人数が1,000以上等）を満たす個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成・公表しなければならない。</p>	<p>・個人情報ファイルの存在及び利用の実態をできる限り国民等に明らかにするという観点等から、個人情報ファイル簿を作成・公表を行う必要がある。</p>	<p>不可</p>	<p>—</p>
<p>個人情報登録対象事務登録簿の作成及び公表</p>	<p>(第6条)</p> <p>・個人情報を取り扱う事務であって、特定の個人を検索し得る状態で個人情報が記録されている行政文書を使用してのものについて、「登録簿」を作成し、一般の閲覧に供しなければならぬ。（対象人数にかかわらず作成。）</p>	<p>(第75条第5項)</p> <p>・条例の定めるところより、<u>個人情報ファイル簿とは別の個人情報</u>の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げない。</p>	<p>・「登録簿」に関する運用については、各地方公共団体が条例で定めを置くことにより、同様の運用を継続することができる。</p>	<p>可</p>	<p>対象外 ※次回審議</p>
<p>不開示（開示）情報の追加</p>	<p>(第16条)</p> <p>①法令秘情報 ②本人権利益情報 ③第三者個人情報 ④法人等権利益情報 ⑤犯罪予防・捜査等情報 ⑥評価等情報 ⑦審議、検討、協議等情報 ⑧事務事業情報</p>	<p>(第78条第1項)</p> <p>①本人権利益情報 ②第三者個人情報 ③法人等権利益情報 ④国の安全、国際関係情報 ⑤犯罪予防・捜査等情報 ⑥審議、検討、協議等情報 ⑦事務事業情報</p>	<p>・①情報公開条例の規定により開示することができない情報 ・②行政機関情報公開法の不開示情報に準ずる情報であつて、情報公開条例において不開示とされているものうち当該情報公開条例との整合性を確保する必要がある情報 については、条例において不開示（開示）情報を追加で規定することができる。</p>	<p>可</p>	<p>対象</p>

項目	本県現行条例	法改正後（統一ルール）	国（個人情報保護委員会）の考え方	法施行条例への独自規定追加の可否	今回審議対象
開示決定の期限	(第19条第4項、第5項) ・開示請求があった日から1.5日以内	(第83条) ・開示請求があった日から3.0日以内	・開示決定の期限については、手続に開する事項に含まれるため、法施行条例において3.0日以内の任意の期間を定めることは認められる。	可	対象
開示請求又は開示実施に係る費用負担	(第21条) ・開示実施時に「実費」を徴収（白黒1面10円等）	(第89条) ・開示請求時に「手数料」を徴収（300円）	・地方公共団体においては、開示請求の「手数料」を法施行条例において定める必要がある。 ・開示請求の「手数料」を無料とすることとも可能。 ・「実費」を、開示請求の「手数料」とは別に徴収することは可能。	可 (必要)	対象外 ※次回審議
⑧ 匿名加工情報の作成・提供制度	・規定なし	(第109条-第123条) ・作成・提供制度を導入（利用希望者からの提案の定期的な募集義務）	・個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること等に配慮。	不可	-
⑨ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料	・規定なし	・匿名加工情報の利用に係る契約を行政機関等と締結する者は、以下の手数料を納める必要（国の場合） ① 基本事務に対応する金額として21,000円 ② 匿名加工情報作成に要する時間1時間までごとに3,950円 ③ 匿名加工情報の作成を委託した場合に、当該委託を受けた者に支払う実費等	・地方公共団体においては、左記の国の手数料の額を標準として、匿名加工情報の利用に係る手数料の額を条例において定める必要がある。	可 (必要)	対象外 ※次回審議

項目	本県現行条例 (第7条-第9条) ・個人情報の収集や目的外利用等の例外事項	法改正後 (統一ルール) (第129条) ・特に必要と認められる場合	国 (個人情報保護委員会) の 考え方 ・法の解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立したことから、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等へ諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められない。 ・審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではない。 ・法及びガイドライン等による運用に加え、委員会に助言を求めることが可能。	法施行条例への 独自規定追加の 可否	今回審議対象
審議会への諮問			<p>【特に必要と認められる場合の想定例】</p> <p>①法施行条例を改廃する場合</p> <p>②定型的な案件の取扱いについて、運用ルールの細則 (利用目的の明示方法、安全管理措置の具体的手法、同意の取得方法等) を事前に設定</p> <p>③地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合</p>	可	対象外 ※次回審議

熊本県個人情報保護法施行条例（仮称）骨子（案）

1 趣旨

- ・この条例は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語

- ・この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例による。

3 内容

(1) 条例要配慮個人情報

- ・規定しない。

(2) 個人情報登録対象事務登録簿の作成・公表

※検討中。

(3) 保有個人情報開示請求に係る独自の不開示（開示）情報

- ・規定しない。

(4) 保有個人情報開示請求に係る手数料等の規定

※検討中。

(5) 保有個人情報開示請求の手續（決定期間等）に係る規定

- ・保有個人情報の開示請求に係る決定等の期限を15日以内と定める。
- ・事務処理情報の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることを定める。
- ・開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合の特例を定める。
- ・開示請求書には、法に規定される事項のほか、県の機関等が定める事項を記載することを定める。

(6) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の規定

※検討中。

(7) 審議会への諮問に係る規定

※検討中。

4 附則

- ・この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- ・熊本県個人情報保護条例は、廃止する。
- ・その他所要の経過措置を定める。

●地方公共団体における条例の改廃

令和3年改正法の施行後は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報の取扱いについても基本的には法に基づく全国的な共通ルールにより規律されることになるため、（基本的には法の規定が直接地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に適用されることになるため）既存の個人情報保護条例の規定の大部分は削除されることとなると考えられる。

ただし、手続規則や地域の特性に応じて特に必要な場合の独自の保護措置については、法の趣旨・目的に照らし、引き続き条例で定めることが可能な場合もあると考えられる。条例で定められるものとして許容されるもの（許容されないもの）は、以下のとおりとされている。

【条例に規定されることが想定されるもの】

- ・本人開示等請求における手数料（法第89条第2項）
- ・行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）

【条例に規定が置かれることが許容されるもの】

- ・「条例要配慮個人情報」の内容（法第60条第5項）
- ・個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）
- ・開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）
- ・開示請求等の手続（法第107条第2項、第108条）
- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第129条）

【条例に規定が置かれることが許容されないもの】

- ・個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定
- ・令和3年改正法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
- ・個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定
- ・オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- ・目的外利用・提供を行う場合に類型的に審議会等の諮問を要する旨の規定
- ・開示請求等の手続について令和3年改正法の規定よりも処理期間を延長する規定
- ・個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制

熊本県個人情報保護法施行条例（仮称）骨子 論点個票

1 論点一覧

No.	項 目	法施行条例骨子	頁数
1	「条例要配慮個人情報」の規定の要否について	・規定しない	2頁
2	保有個人情報（自己情報）開示請求に係る不開示（開示）情報について	・規定しない	4頁
3	保有個人情報（自己情報）開示請求に係る決定等の期間について	・ 3（5）	6頁

【凡例】

- 「法施行条例」 … 熊本県個人情報保護法施行条例（仮称）
- 「改正法」 … 個人情報の保護に関する法律
- 「法施行令」 … 個人情報の保護に関する法律施行令
- 「現行条例」 … 熊本県個人情報保護条例
- 「事務対応ガイド」 … 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
- 「Q&A」 … 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

No. 1	<p>「条例要配慮個人情報」の規定の要否について</p>
<p>● 「要配慮個人情報」 ……本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等（※）が含まれる個人情報という。 （※）…①心身の機能の障害があること。 ②本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査。 ③健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 ④本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きが行われたこと。 ⑤本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続きが行われたこと。</p>	<p>● 「要配慮個人情報」の規定あり。定義について、<u>内容は現行条例と同一</u>。 ● 「要配慮個人情報」以外に、<u>地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報</u>を、<u>法施行条例において「条例要配慮個人情報」として定めることができる</u>。 ※法施行条例に「条例要配慮個人情報」として定めた個人情報については、漏えいした場合、対象人数にかかわらず個人情報保護委員会への報告等が必要となる。</p>
<p>改正法の規定 ・第2条第3項 ・第60条第5項</p>	<p>● 改正法における「要配慮個人情報」のほかに、法施行条例に「条例要配慮個人情報」を設けるか。 ● 法施行条例に「<u>条例要配慮個人情報</u>」の規定は設けない。 ⇒ <u>現行条例と変わらない</u>。</p>
<p>論点 検討の方向性 (法施行条例骨子)</p>	<p>【理由】 ・改正法における「要配慮個人情報」は、<u>現行条例</u>における「<u>要配慮個人情報</u>」と同一である。 ・「<u>条例要配慮個人情報</u>」の規定を設けたとしても、<u>取得や提供等に関する地方公共団体固有のルールを付加することはできない</u>。</p>

<改正法> (抜粋)

【要配慮個人情報 (第2条第3項)】

この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

【条例要配慮個人情報 (第60条第5項)】

この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報 (要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

<法施行令> (抜粋)

【要配慮個人情報】

第2条 法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを含む。本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- ① 身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む。) その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- ② 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者 (次号において「医師等」という。) により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査 (同号において「健康診断等」という。) の結果
- ③ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- ④ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- ⑤ 本人を少年法 (昭和23年法律第168号) 第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

参考

<事務対応ガイド> (関係箇所の要旨)

【3-2-6 条例要配慮個人情報 (法第60条第5項)】

- ・ 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する」記述等を規定することができる。
- ・ 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならぬ。
- ・ 条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしできない。

No. 2	保有個人情報（自己情報）開示請求に係る不開示（開示）情報について
<p>現行条例の規定 ・第16条</p>	<p>●①法令秘等情報 ②開示請求者の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 ③開示請求者以外の個人情報（法令・慣行公表情報、公務員の職・氏名の開示は明記 ※警察職員等は除外） ④法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報 ⑤犯罪の予防・捜査等支障情報 ⑥評価等情報 ⑦審議、検討、協議等情報 ⑧事務事業情報</p>
<p>改正法の関係規定 ・第78条</p>	<p>●①開示請求者本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 ②開示請求者以外の個人情報（法令・慣行公表情報、公務員の職（※）の開示は明記） ③法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報 ④国の安全、国際関係情報 ⑤犯罪の予防・捜査等支障情報 ⑥審議、検討、協議等情報 ⑦事務事業情報</p> <p>●①情報公開条例の規定により開示することができない情報、②行政機関情報公開法の不開示情報に準ずる情報であつて、情報公開条例において開示しないこととされているものうち当該情報公開条例との整合性を確保する必要がある情報については、法施行条例において不開示（開示）情報を独自に追加で規定可能。</p>
論点	●情報公開条例との整合を図る観点から、法施行条例に独自の不開示（開示）情報を設けるか。
<p>検討の方向性 （法施行条例骨子）</p>	<p>●独自の不開示（開示）情報は設けない。 【理由】 ①「法令秘等情報」の不開示について ・現行条例の「法令秘等情報」については、法令で開示を禁止している趣旨に鑑みれば、改正法における不開示規定のいづれかに該当するものと考えられるため、法施行条例に定めずとも支障は生じない。</p>

②公務員の「氏名」の開示について

・県情報公開条例上、職務遂行情報に係る公務員の氏名は開示されるため、職務遂行情報に係る公務員の氏名は、法第78条第1項第2号イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」となる。

※警察職員（警部補以下）等の氏名については、県情報公開条例上、開示情報とはなっていないため、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しない。

※「評価等情報」については、県情報公開条例において不開示情報として規定されていないため、法施行条例において不開示情報として追加することは不可。（改正法において「評価等情報」は、「⑦事務事業情報」に該当するとして不開示とすることがあり得る。）

<事務対応ガイド>（関係箇所の要旨）

【6-1-3-1-1 不開示情報（個人に関する情報）（法第78条第1項第1号及び第2号）】

・（国の）行政機関においては、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「情報公開申合せ」という。）において、各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするとされている。行政機関においては、本通知により公表を行うこととなる公務員の氏名については、法78条第1項第2号イに該当するものとして、開示されることとなる。

・ 独立行政法人等において職員の人事異動をホームページ等で公表するなど情報公開申合せによることなく氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

参考

<Q&A>（関係箇所の要旨）

Q5-4-3（法令秘等情報）

他の法令の規定等により開示することができない情報は、法第78条第1項各号において明示的に不開示情報とはされないが、このような情報を不開示情報として取り扱うことはできるか。

A5-4-3

法第78条第1項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものです。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられますが、当該情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があります。

No. 3	保有個人情報（自己情報）開示請求に係る決定等の期間について									
<p>現行条例の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第4項 ・第19条第5項 	<ul style="list-style-type: none"> ●開示決定等は、開示請求があった日から<u>15日以内</u>にしなければならぬ。 ●事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該期間を30日以内に限り延長することができる。 →最大45日 									
<p>改正法の関係規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第83条 ・第108条 	<ul style="list-style-type: none"> ●開示決定等は、開示請求があった日から<u>30日以内</u>にしなければならぬ。 ●事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該期間を30日以内に限り延長することができる。 →最大60日 ●改正法の規定に反しない限り、法施行条例で必要な規定を定めることが可能。<u>（改正法の期間よりも短い期間を法施行条例において定めることが可能。）</u> <p>【参考】 現行条例と改正法の期間</p> <table border="1" data-bbox="766 403 1021 1702"> <thead> <tr> <th></th> <th>原則の期間</th> <th>原則の期間から延長が可能な期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行条例</td> <td>開示請求があった日から<u>15日以内</u></td> <td>30日以内</td> </tr> <tr> <td>改正法</td> <td>開示請求があった日から<u>30日以内</u></td> <td>30日以内</td> </tr> </tbody> </table>		原則の期間	原則の期間から延長が可能な期間	現行条例	開示請求があった日から <u>15日以内</u>	30日以内	改正法	開示請求があった日から <u>30日以内</u>	30日以内
	原則の期間	原則の期間から延長が可能な期間								
現行条例	開示請求があった日から <u>15日以内</u>	30日以内								
改正法	開示請求があった日から <u>30日以内</u>	30日以内								
論点	<ul style="list-style-type: none"> ●開示請求に係る決定等の期間について、改正法の期間よりも短い期間を法施行条例において定めるか。 									
検討の方向性 (法施行条例骨子)	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>現行条例と同じ期間（原則の期間15日以内）とする。</u> ⇒ <u>運用上、現行条例と変わらない。</u> 【理由】 <ul style="list-style-type: none"> ・現行条例の期間（15日以内）で、運用上、支障は生じていない。 ・<u>県情報公開条例における開示決定等の期間（原則の期間15日以内）との整合を図る必要がある。</u> ・15日以内で対応することができない場合は<u>延長により対応。</u> 									

	<p>＜改正法＞（抜粋）</p> <p>【開示等の手続に関する事項に係る条例との関係（法第108条）】 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</p> <p>＜Q&A＞（関係箇所の要旨）</p> <p>Q 5-6-1 法は、開示決定等の期限について、①原則として開示請求があつた日から30日以内とした上で、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができることとしている。これらの期間について、法施行条例で規定することにより、より短い期間とすることができるか。</p> <p>A 5-6-1 法第108条は、開示の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示決定等の期限については開示の手続に関する事項に含まれるため、法施行条例で30日以内の任意の期間とすることは認められません。</p>
--	---

参考

●開示請求に係る不開示情報の適用関係

資料4-2(参考)

◆改正法(第78条第1項各号)

号	項目
1	開示請求者の生命・健康等情報
2	(開示請求者以外の)個人に関する情報
ア	法令等の規定により又は慣行として、開示請求者が知ることができる情報
イ	人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示が必要な情報
ウ	公務員の職務遂行に関する情報(公務員の職・氏名+職務遂行情報)
3	法人等に関する情報
4	国の安全等に関する情報
5	公共の安全等に関する情報
6	評価等情報
7	審議、検討、協議等情報
8	事務又は事業に関する情報

◆県個人情報保護条例(第16条各号)

号	項目
1	法令秘等情報
2	開示請求者の生命・健康等情報
3	(開示請求者以外の)個人に関する情報
ア	法令等の規定により又は慣行として、開示請求者が知ることができる情報
イ	人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示が必要な情報
ウ	公務員の職務遂行に関する情報(公務員の職・氏名+職務遂行情報) ※警察職員(警部補以下)の氏名を除く。
4	法人等に関する情報
5	公共の安全等に関する情報
6	評価等情報
7	審議、検討、協議等情報
8	事務又は事業に関する情報

◆県情報公開条例(第7条各号)

号	項目
1	法令秘等情報
2	個人に関する情報
ア	法令等の規定により又は慣行として、公にされている情報
イ	人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示が必要な情報
ウ	公務員の職務遂行に関する情報(公務員の職・氏名+職務遂行情報) ※警察職員(警部補以下)の氏名を除く。
3	法人等に関する情報
4	公共の安全等に関する情報
5	審議、検討、協議等情報
6	事務又は事業に関する情報
7	議員又は会派活動情報

各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて

平成17年8月3日
情報公開に関する連絡会議申合せ

各行政機関における公務員の氏名については、情報公開法の適正かつ円滑な運用を図る観点から、下記の統一方針にのっとり取り扱うものとする。

記

各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。なお、特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、以下の場合をいう。

- ① 氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合
- ② 氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合

(説明)

「公にする」とは、職務遂行に係る公務員の氏名を求められれば応じるとの趣旨であり、対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない。

また、上記取扱方針に基づき行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、今後は、情報公開法に基づく開示請求がなされた場合には、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（第5条第1号ただし書イ）に該当することとなり、開示されることとなる。

